

前橋市監査委員公表第 19 号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 8 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

消防局定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年10月11日～11月25日

措置通知書提出日 令和6年12月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：通信指令課】 1 契約事務について（指摘事項） (1) 契約書について 多言語通訳サービス業務委託契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関する事項が記載されていなかった。 契約規則にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。	多言語通訳サービス業務委託契約書については、原契約書に契約規則第53条第5号に規定する委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関する事項を追加し、受注者と変更契約を締結した。 今後は、契約規則にのっとり、適正な契約事務が行われるよう、複数人による書類のチェックを行うなど、確認体制を強化するよう改善した。